

掛川市告示第72号

掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）第9条第2項の規定より次のとおり届出があった。

平成27年5月14日

掛川市長 松 井 三 郎

1 指定工事店住所、名称及び代表者名

掛川市細田162番地の1

株式会社掛川水道設備

代表取締役 堀内 宏文

2 届出の理由

代表者に異動があったため。

3 届出の内容

異動後 代表取締役 堀内 宏文

異動前 代表取締役 堀内 宏保

4 異動年月日

平成27年1月30日